

石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「令和6年能登半島地震」による災害により被害を受けた石川県内の地域において、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が実施する石川県指定伝統的工芸品、稀少伝統的工芸品の生産設備等の復旧および当該伝統的工芸品の伝統的な技術・技法の継承及び原材料の安定確保等を目的とした事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において、石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「令和6年能登半島地震」とは、令和6年1月の地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）により指定された特定非常災害をいう。

2 この要綱において「製造事業者等」とは、石川県指定伝統的工芸品、稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者及びそのグループ並びに製造協同組合等をいう。ただし、製造事業者においては中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者を行い、製造協同組合等においては中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める中小企業等協同組合をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、補助事業者が行う石川県指定伝統的工芸品、稀少伝統的工芸品の製造事業者等の生産設備等の復旧および当該伝統的工芸品の伝統的な技術・技法の継承及び原材料の安定確保等を目的とした事業に要する経費の一部を補助することにより、令和6年能登半島地震による災害からの復旧及び復興を促進することを目的とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象となる経費は、補助事業者が行う次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

- 一 生産設備等整備事業
- 二 原材料確保・試作品製作事業

2 前項における補助対象経費については、別表のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の補助対象者及び補助対象者別の補助率は、補助金額の4分の3以内とする。

2 補助金の上限額は、1事業者あたり1千万円とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

なお、令和6年能登半島地震の発災日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費について補助金の交付申請を行う場合についても、対象の経費及び金額等を次の第2項に定める添付書類に記載の上、提出すること。

2 規則第4条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 補助事業計画書
- 二 経費計画書
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、第1項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- 一 暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- 二 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付決定)

第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定通知を別記第2号様式により行うものとする。

2 知事は、第1項による交付の決定に当たっては、第6条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、第6条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、令和6年能登半島地震の発災日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、証拠書類等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。
- 5 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 規則第6条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

- 一 補助対象経費の減少額が20%を超える場合
 - 二 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合
- 2 規則第6条第1項の変更交付申請書は、別記第3号様式によるものとする。
 - 3 規則第6条第3項において準用する規則第7条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金の交付決定額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(契約等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、知事に届け出なければならない。
 - 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
 - 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、県から指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県からの指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。
 - 7 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約等に係る一切の支払は現金によりこれを行ってはならない。ただし、現金による支払以外の方法によることが困難又は不適當である場合は、この限りではない。
 - 8 前項ただし書の規定に基づき現金による支払を行う場合には、その支払の内容について、理由を付して知事に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第13条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 3 知事が第16条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者又は債権を譲り受けた者が知事

に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは、民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- 一 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（別記第7号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに遂行状況報告書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第16条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業実績書
- 二 経費実績書
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

(補助金の額の確定)

第17条 規則第14条第2項の補助金等の額の確定通知は、別記第10号様式によるものとする。

(補助金の請求等)

第18条 規則第16条第2項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第11条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付取消通知書（別記第12号様式）により、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 五 補助事業者が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 六 補助事業者が、第16条第3項で定める期限までに正当な理由なく、実績報告書を提出しなかった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、規則第20条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第20条に定める処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に準じるものとする。
- 3 規則第21条に規定する知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（別記第13号様式）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認（別記第14号様式）した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第22条 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（別記第15号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 第19条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（暴力団排除に関する誓約）

- 第23条 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）

- 第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- この要綱は、令和6年2月28日から施行し、同日適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別 表

交付対象経費区分	内 容
生産設備等 整備事業	伝統的工芸品の製造を再開するために必要な設備・機器・道具等（窯、ろくろ、刷毛、工具等。）の購入費（設置に係る費用を含む）及び修繕費（ただし、不動産購入、建物の建設費用、被災により毀損された既存設備・機器等の撤去費及び処分費用は除く。）
原材料確保・ 試作品製作事業	<p>伝統的工芸品の製造を再開するために必要な原材料の購入費（災害により破損した商品の修繕、又は代替の商品を製造する際に必要な原材料を含む。ただし、原材料は被災前1年間における使用量相当量以下に限る。）及び型等の試作・製作費</p> <p>上記に係る企画会議や調査等に必要な通信連絡費、試作品製作費、輸送費、委員謝金、専門家謝金、調査旅費、会議費、会場費、資料収集費、映像資料等作成費、報告書作成費、原材料費、分析調査費、外注費</p>